

問 12 「正当な理由がある場合」とはどのような場合を指すのですか。

(答)

1. 「正当な理由がある場合」とは、消費者を自由な判断ができない状況に陥らせるおそれが典型的にない場合を意味するものです。

不安を抱いている消費者に対して「物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものが願望を実現するために必要である旨」を告げる場合であっても、その告知内容について裏付けとなる合理的な根拠がある場合等には、むしろ消費者にとって当該消費者契約を締結するか否かを判断するために必要な情報を提供することとなるため、そうした場合を取消しの対象から除く趣旨で規定された要件です。

2. 「正当な理由がある場合」の典型例は、例示されている「裏付けとなる合理的な根拠がある場合」ですが、その他の例としては、社会慣習や商慣習において許容される範囲内である場合など、告知内容が社会通念に照らして相当と認められる場合が考えられます。

3. 具体例として、以下のようなものが考えられます。

- ・ 予備校が、「合格するにはこれが良い。先輩方も使っていた。」と告げて、市販の鉛筆よりも若干高い「合格鉛筆」を販売する場合（社会通念に照らして相当な場合）